

一般社団法人徳島県法人会連合会 役員報酬等規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、一般社団法人徳島県法人会連合会（以下「本会」という。）の定款第 25 条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 本会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、賞与として支給する。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ功労金を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 本会の常勤役員の報酬総額（月額報酬及び賞与）は総会で決定し、別表

- 1 「報酬総額」に明確にする。
- 2 常勤役員の報酬額は、前項により決定された「報酬総額」の限度内で理事会において決定する。
- 3 常勤役員に対する功労金手当基準は、総会で決定し、別表 2 「常勤役員功労金手当の算出要領」に明確にする。
- 4 功労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬の支給日)

第 5 条 報酬は、賞与をもって支給するものとし、年 2 回賞与支給日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除した上で、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(通勤費)

第 7 条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。なお、徳島法人会と重複するものは支給しない。

(費用)

第 8 条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、または負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第 9 条 本会は、この規程をもって報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行うものとする。

(その他)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 28 日から適用する。

別表 1 常勤役員の報酬総額

常勤役員の報酬総額	3,000,000円
-----------	------------

別表 2 常勤役員功労金手当の算出基準

(算出数式) 退職当時の報酬月額×在職年数×係数	
① 在職満 1 年以上 5 年未満	係数 1.0
② 在職満 5 年以上 10 年未満	係数 1.2
③ 在職満 10 年以上	10 年までは係数 1.2 残る期間には係数 0.5

